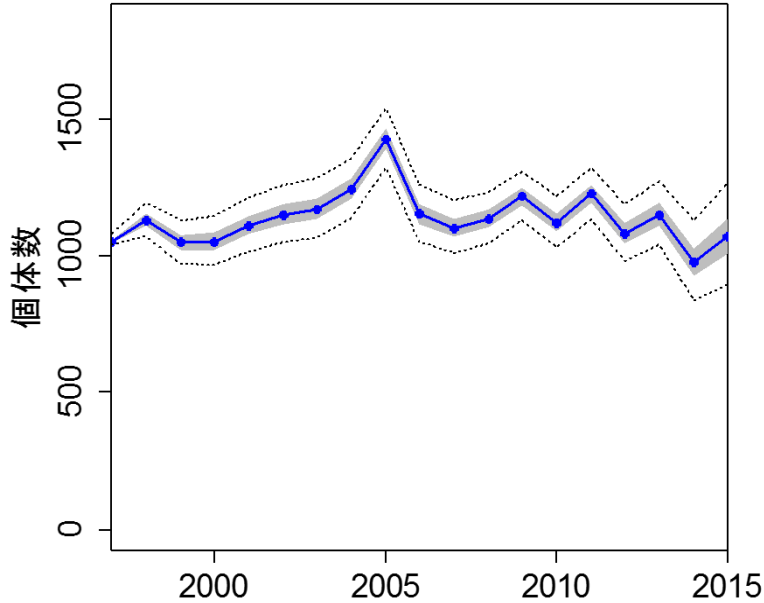
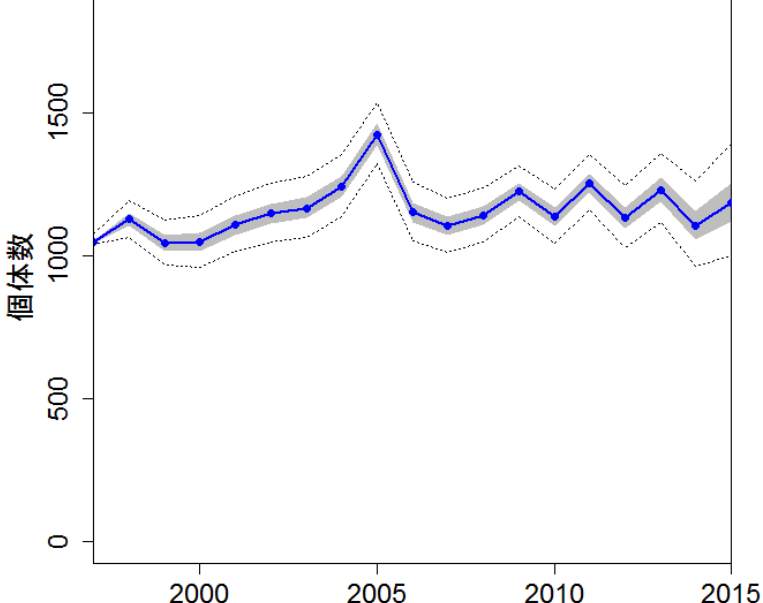


群馬県ツキノワグマ適正管理計画（第二種特定鳥獣適正管理計画・第二期計画）改正箇所新旧対照表（案）

改正前	改正後												
<p>概要</p> <p>4 推定生息数</p> <table data-bbox="210 488 719 619"> <tr> <td>全県推定生息頭数</td> <td><u>1, 0 6 7</u>頭</td> </tr> <tr> <td>越後・三国地域個体群</td> <td><u>8 9 2</u>頭</td> </tr> <tr> <td>関東山地地域個体群</td> <td><u>1 7 5</u>頭</td> </tr> </table>	全県推定生息頭数	<u>1, 0 6 7</u> 頭	越後・三国地域個体群	<u>8 9 2</u> 頭	関東山地地域個体群	<u>1 7 5</u> 頭	<p>概要</p> <p>4 推定生息数</p> <table data-bbox="1218 488 1727 619"> <tr> <td>全県推定生息頭数</td> <td><u>1, 1 8 8</u>頭</td> </tr> <tr> <td>越後・三国地域個体群</td> <td><u>9 9 3</u>頭</td> </tr> <tr> <td>関東山地地域個体群</td> <td><u>1 9 5</u>頭</td> </tr> </table>	全県推定生息頭数	<u>1, 1 8 8</u> 頭	越後・三国地域個体群	<u>9 9 3</u> 頭	関東山地地域個体群	<u>1 9 5</u> 頭
全県推定生息頭数	<u>1, 0 6 7</u> 頭												
越後・三国地域個体群	<u>8 9 2</u> 頭												
関東山地地域個体群	<u>1 7 5</u> 頭												
全県推定生息頭数	<u>1, 1 8 8</u> 頭												
越後・三国地域個体群	<u>9 9 3</u> 頭												
関東山地地域個体群	<u>1 9 5</u> 頭												

群馬県ツキノワグマ適正管理計画（第二種特定鳥獣適正管理計画・第二期計画）改正箇所新旧対照表（案）

改正前	改正後
<p>適正管理計画</p> <p>5 これまでの経過と現状 （略）</p> <p>（2）現状 （略）</p> <p>エ 推定生息数 （略）</p> <p>（イ）全県推定生息数</p> <p>クマの個体数について、全県における捕獲数（有害：1998-2015年、狩猟：1998-2014年）、目撃数（2009-2015年）、堅果類豊凶状況（2007-2015年）、定点観察法（1998, 2011, 2015年）のデータを元に検討し、階層ベイズ法の統計手法に基づき平成27年度に個体数推定を行った。その結果、<u>2015年11月末時点の推定個体数は、中央値1,067（95%信用区間：893-1,261）頭</u>で、<u>前回調査時と比較するとほぼ横ばいからやや減少傾向にあることが推定された（図-4）</u>。また、<u>自然増加率は中央値1.184（95%信用区間：1.163-1.206）</u>と推定された。</p> <p>これらの推定結果をもとに、全県推定生息頭数は次のとおりとする。</p> <p>全県推定生息数 <u>1,067頭</u></p>	<p>適正管理計画</p> <p>5 これまでの経過と現状 （略）</p> <p>（2）現状 （略）</p> <p>エ 推定生息数 （略）</p> <p>（イ）全県推定生息数</p> <p>クマの個体数について、全県における捕獲数（有害：1998-2015年、狩猟：1998-2014年）、目撃数（2009-2015年）、堅果類豊凶状況（2007-2015年）、定点観察法（1998, 2011, 2015年）のデータを元に検討し、階層ベイズ法の統計手法に基づき平成27年度に個体数推定を行った。<u>2016年3月末時点の推定個体数*</u>は、<u>中央値1,188（95%信用区間：1,003-1,393）頭</u>で、<u>前回調査時と比較すると微増傾向にあることが推定された（図-4）</u>。また、<u>自然増加率は中央値1.19（95%信用区間：1.169-1.212）</u>と推定された。</p> <p><u>※狩猟は1998-2015年の捕獲数を用いた。</u></p> <p>これらの推定結果をもとに、全県推定生息頭数は次のとおりとする。</p> <p>全県推定生息数 <u>1,188頭</u></p>

改正前	改正後
<p>5 これまでの経過と現状 （略） （2）現状 （略） エ 推定生息数 （略） （イ）全県推定生息数 （略）</p> <p>図－4 階層ベイズ法による全県下のツキノワグマの個体群動態</p> 	<p>5 これまでの経過と現状 （略） （2）現状 （略） エ 推定生息数 （略） （イ）全県推定生息数 （略）</p> <p>図－4 階層ベイズ法による全県下のツキノワグマの個体群動態</p> 

改正前	改正後
<p>5 これまでの経過と現状 （略） （2）現状 （略） エ 推定生息数 （略） （ウ）地域個体群別の推定生息数 （略）</p> <p>これらの状況より、林野面積（森林面積）および捕獲数により、階層ベイズ法で推定した <u>1,067</u> 頭から、地域個体群ごとの生息頭数を推定した。</p> <p>地域個体群ごとの林野面積は、越後・三国地域個体群が 3,136km²、関東山地地域個体群 1,113km²である（群馬県 平成 26 年 4 月）。越後・三国地域個体群と関東山地地域個体群の生息密度の差を示すため、平成 13-27 年度までの累計捕獲数を林野面積で割り、越後・三国地域個体群が 0.727041、関東山地地域個体群 0.402516 を算出した。これにより、関東山地地域個体群は越後・三国地域個体群の 0.553636 倍となる。そして、<u>1067</u> 頭を県の生息数として、地域個体群ごとの林野面積に地域個体群ごとの生息密度 a をかけた結果、越後・三国地域個体群は <u>0.2844</u>/km² となり、関東山地地域個体群は <u>0.1575</u>/km² が算出された。これらの結果から、<u>1,067</u> 頭の地域個体群別の生息数は、越後・三国地域個体群は <u>892</u> 頭、関東山地地域個体群は <u>175</u> 頭と計算した。</p>	<p>5 これまでの経過と現状 （略） （2）現状 （略） エ 推定生息数 （略） （ウ）地域個体群別の推定生息数 （略）</p> <p>これらの状況より、林野面積（森林面積）および捕獲数により、階層ベイズ法で推定した <u>1,188</u> 頭から、地域個体群ごとの生息頭数を推定した。</p> <p>地域個体群ごとの林野面積は、越後・三国地域個体群が 3,136km²、関東山地地域個体群 1,113km²である（群馬県 平成 26 年 4 月）。越後・三国地域個体群と関東山地地域個体群の生息密度の差を示すため、平成 13-27 年度までの累計捕獲数を林野面積で割り、越後・三国地域個体群が 0.727041、関東山地地域個体群 0.402516 を算出した。これにより、関東山地地域個体群は越後・三国地域個体群の 0.553636 倍となる。そして、<u>1,188</u> 頭を県の生息数として、地域個体群ごとの林野面積に地域個体群ごとの生息密度 a をかけた結果、越後・三国地域個体群は <u>0.3166</u>/km² となり、関東山地地域個体群は <u>0.1753</u>/km² が算出された。これらの結果から、<u>1,188</u> 頭の地域個体群別の生息数は、越後・三国地域個体群は <u>993</u> 頭、関東山地地域個体群は <u>195</u> 頭と計算した。</p>

群馬県ツキノワグマ適正管理計画（第二種特定鳥獣適正管理計画・第二期計画）改正箇所新旧対照表（案）

改正前	改正後
<p>5 これまでの経過と現状 （略） （2）現状 （略） エ 推定生息数 （略） （ウ）地域個体群別の推定生息数 （略）</p> <p>越後・三国地域個体群の生息密度を a として、関東山地地域個体群は 0.553636 a とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>1,067</u>（頭） = 3,136（km²） × a + 1,113（km²） × 0.553636a ・ 越後・三国地域個体群の生息密度 a = <u>0.2844</u>（頭/ km²） ・ 関東山地地域個体群の生息密度 = <u>0.1575</u>（頭/ km²） <p>これらより、地域個体群ごとの生息数は、以下のとおりとなる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 越後・三国地域個体群 3,136（km²） × <u>0.2844</u>（頭/ km²） = <u>892</u>（頭） ・ 関東山地地域個体群 1,113（km²） × <u>0.1575</u>（頭/ km²） = <u>175</u>（頭） 	<p>5 これまでの経過と現状 （略） （2）現状 （略） エ 推定生息数 （略） （ウ）地域個体群別の推定生息数 （略）</p> <p>越後・三国地域個体群の生息密度を a として、関東山地地域個体群は 0.553636 a とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>1,188</u>（頭） = 3,136（km²） × a + 1,113（km²） × 0.553636a ・ 越後・三国地域個体群の生息密度 a = <u>0.3166</u>（頭/ km²） ・ 関東山地地域個体群の生息密度 = <u>0.1753</u>（頭/ km²） <p>これらより、地域個体群ごとの生息数は、以下のとおりとなる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 越後・三国地域個体群 3,136（km²） × <u>0.3166</u>（頭/ km²） = <u>993</u>（頭） ・ 関東山地地域個体群 1,113（km²） × <u>0.1753</u>（頭/ km²） = <u>195</u>（頭）

群馬県ツキノワグマ適正管理計画（第二種特定鳥獣適正管理計画・第二期計画）改正箇所新旧対照表（案）

改正前				改正後							
5 これまでの経過と現状 (略) (2) 現状 (略) エ 推定生息数 (略) (ウ) 地域個体群別の推定生息数 (略)				5 これまでの経過と現状 (略) (2) 現状 (略) エ 推定生息数 (略) (ウ) 地域個体群別の推定生息数 (略)							
表－8 クマの推定生息数				表－8 クマの推定生息数							
地域個体群	推定生息頭数			地域		地域個体群	推定生息頭数			地域	
	平成27年	平成23年	平成8～10年	事務所	市町村		平成27年	平成23年	平成8～10年	事務所	市町村
越後・三国	892	795	510	渋川森林事務所	前橋市、伊勢崎市、渋川市、榛東村、吉岡町、玉村町	993	795	510	渋川森林事務所	前橋市、伊勢崎市、渋川市、榛東村、吉岡町、玉村町	
				吾妻環境森林事務所	中之条町、長野原町、嬬恋村、草津町、高山村、東吾妻町				吾妻環境森林事務所	中之条町、長野原町、嬬恋村、草津町、高山村、東吾妻町	
				利根沼田環境森林事務所	沼田市、片品村、川場村、昭和村、みなかみ町				利根沼田環境森林事務所	沼田市、片品村、川場村、昭和村、みなかみ町	
				桐生森林事務所	桐生市、太田市、館林市、みどり市、板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町				桐生森林事務所	桐生市、太田市、館林市、みどり市、板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町	
関東山地	175	287	90	西部環境森林事務所	高崎市、安中市	195	287	90	西部環境森林事務所	高崎市、安中市	
				藤岡森林事務所	藤岡市、神流町、上野村				藤岡森林事務所	藤岡市、神流町、上野村	
				富岡森林事務所	富岡市、下仁田町、南牧村、甘楽町				富岡森林事務所	富岡市、下仁田町、南牧村、甘楽町	
計	1,067	1,082	600			計	1,188	1,082	600		

群馬県ツキノワグマ適正管理計画（第二種特定鳥獣適正管理計画・第二期計画）改正箇所新旧対照表（案）

改正前	改正後																																																																
<p>5 これまでの経過と現状 （略） （2）現状 （略） エ 推定生息数 （略） （エ）各手法の推定結果の比較 4手法による推定結果について表－9にまとめた。</p> <p>表－9 推定手法間の推定結果の違い</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">密度算出法</th> <th colspan="2">捕獲分析法</th> <th colspan="2">密度算出法＋捕獲分析法</th> <th rowspan="2">階層ベイズ法</th> </tr> <tr> <th>大量捕獲年 含む</th> <th>大量捕獲年 除く</th> <th>大量捕獲年 含む</th> <th>大量捕獲年 除く</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全県</td> <td>1,464頭</td> <td>988頭</td> <td>689頭</td> <td>1,226頭</td> <td>1,077頭</td> <td><u>1,067</u>頭</td> </tr> <tr> <td>越後三国</td> <td>1,227頭</td> <td>825頭</td> <td>559頭</td> <td>1,026頭</td> <td>893頭</td> <td><u>892</u>頭</td> </tr> <tr> <td>関東山地</td> <td>237頭</td> <td>163頭</td> <td>130頭</td> <td>200頭</td> <td>184頭</td> <td><u>175</u>頭</td> </tr> </tbody> </table>		密度算出法	捕獲分析法		密度算出法＋捕獲分析法		階層ベイズ法	大量捕獲年 含む	大量捕獲年 除く	大量捕獲年 含む	大量捕獲年 除く	全県	1,464頭	988頭	689頭	1,226頭	1,077頭	<u>1,067</u> 頭	越後三国	1,227頭	825頭	559頭	1,026頭	893頭	<u>892</u> 頭	関東山地	237頭	163頭	130頭	200頭	184頭	<u>175</u> 頭	<p>5 これまでの経過と現状 （略） （2）現状 （略） エ 推定生息数 （略） （エ）各手法の推定結果の比較 4手法による推定結果について表－9にまとめた。</p> <p>表－9 推定手法間の推定結果の違い</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">密度算出法</th> <th colspan="2">捕獲分析法</th> <th colspan="2">密度算出法＋捕獲分析法</th> <th rowspan="2">階層ベイズ法</th> </tr> <tr> <th>大量捕獲年 含む</th> <th>大量捕獲年 除く</th> <th>大量捕獲年 含む</th> <th>大量捕獲年 除く</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全県</td> <td>1,464頭</td> <td>988頭</td> <td>689頭</td> <td>1,226頭</td> <td>1,077頭</td> <td><u>1,188</u>頭</td> </tr> <tr> <td>越後三国</td> <td>1,227頭</td> <td>825頭</td> <td>559頭</td> <td>1,026頭</td> <td>893頭</td> <td><u>993</u>頭</td> </tr> <tr> <td>関東山地</td> <td>237頭</td> <td>163頭</td> <td>130頭</td> <td>200頭</td> <td>184頭</td> <td><u>195</u>頭</td> </tr> </tbody> </table>		密度算出法	捕獲分析法		密度算出法＋捕獲分析法		階層ベイズ法	大量捕獲年 含む	大量捕獲年 除く	大量捕獲年 含む	大量捕獲年 除く	全県	1,464頭	988頭	689頭	1,226頭	1,077頭	<u>1,188</u> 頭	越後三国	1,227頭	825頭	559頭	1,026頭	893頭	<u>993</u> 頭	関東山地	237頭	163頭	130頭	200頭	184頭	<u>195</u> 頭
			密度算出法	捕獲分析法		密度算出法＋捕獲分析法		階層ベイズ法																																																									
	大量捕獲年 含む	大量捕獲年 除く		大量捕獲年 含む	大量捕獲年 除く																																																												
全県	1,464頭	988頭	689頭	1,226頭	1,077頭	<u>1,067</u> 頭																																																											
越後三国	1,227頭	825頭	559頭	1,026頭	893頭	<u>892</u> 頭																																																											
関東山地	237頭	163頭	130頭	200頭	184頭	<u>175</u> 頭																																																											
	密度算出法	捕獲分析法		密度算出法＋捕獲分析法		階層ベイズ法																																																											
		大量捕獲年 含む	大量捕獲年 除く	大量捕獲年 含む	大量捕獲年 除く																																																												
全県	1,464頭	988頭	689頭	1,226頭	1,077頭	<u>1,188</u> 頭																																																											
越後三国	1,227頭	825頭	559頭	1,026頭	893頭	<u>993</u> 頭																																																											
関東山地	237頭	163頭	130頭	200頭	184頭	<u>195</u> 頭																																																											

改正前	改正後																	
<p>8 目標達成のための施策 (略)</p> <p>(4) 個体群管理</p> <p>ア 地域個体群の持続に考慮した個体数の適正管理に係る捕獲数に関する基準に基づく捕獲数管理 (略)</p> <p><u>(イ) 適正管理基準</u> (略)</p> <div data-bbox="152 719 927 975" data-label="Figure"> <p>図1-1 個体数水準区分と保護管理の方向性</p> </div> <p>個体数水準1(100頭以下、危機的地域個体群) 狩猟禁止とし、緊急避難的な駆除の場合も、捕獲数を最小限にとどめるため、可能な限り非捕殺的手段(学習放獣)により捕殺を避けるものとする(上限割合3%)。</p> <p>個体数水準2(100～400頭、絶滅危惧個体群) 狩猟禁止とする(上限割合5%)。</p> <p>個体数水準3(400～800頭、危険地域個体群) 狩猟を認めるが、狩猟と有害捕獲及び本計画に基づく数の調整を合わせた総捕獲数は、個体群全体で生息数の8%以下に抑えるよう努める。</p> <p>個体数水準4(800頭以上、安定存続個体群) 狩猟を認めるが、狩猟と有害捕獲及び本計画に基づく数の調整を合わせた総捕獲数は、個体群全体で生息数の12%以下に抑えるよう努める。</p> <p>里山特定個体 近年分布域を里地里山に拡大したクマ類の農地や集落への出没防止のため、排除地域を設定する場合は、本来の生息地(コア生息地)の個体群に影響が及ばないよう、個体群の恒常的生息域と排除地域を設定し、分布域と生息数のモニタリングを行いつつ排除を進める。個体数水準3までは総捕獲数に含め、個体数水準4では特例として恒常的生息域の捕獲割合上限12%に加え、排除地域における里山特定個体分として3%を上乗せしてよい。</p>	<p>8 目標達成のための施策 (略)</p> <p>(4) 個体群管理</p> <p>ア 地域個体群の持続に考慮した個体数の適正管理に係る捕獲数に関する基準に基づく捕獲数管理 (略)</p> <p><u>(イ) 適正管理基準</u> (略)</p> <table border="1" data-bbox="1137 724 1715 1390"> <thead> <tr> <th rowspan="2">個体数水準</th> <th colspan="2">保護・管理の目標</th> </tr> <tr> <th>分布域</th> <th>個体数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 (危機的地域個体群) 【成獣個体数】^{※13} 100頭以下 【分布域】^{※13} きわめて狭く孤立</td> <td>分布域及び周辺地域の環境保全と復元により分布域の維持・拡大を図り、周辺の地域個体群との連続性を確保する</td> <td>個体数水準2への引き上げ 【捕獲上限割合】狩猟禁止。緊急の場合は、捕獲数を最小限にとどめるため、可能な限り非捕殺的対応により捕殺を避ける(捕獲上限割合は成獣の個体数の3%)。</td> </tr> <tr> <td>2 (絶滅危惧地域個体群) 【成獣個体数】 100-400頭程度 【分布域】 狭く、他個体群との連続性少ない</td> <td>分布域及び周辺地域の環境保全と復元により、分布域の維持・拡大を図り、周辺の地域個体群との連続性を確保する</td> <td>個体数水準3への引き上げ 【捕獲上限割合】狩猟禁止、捕獲上限割合は成獣の個体数の5%</td> </tr> <tr> <td>3 (危険地域個体群) 【成獣個体数】 400-800頭程度 【分布域】 他個体群との連続性が制限</td> <td>分布域の維持、分布域内の環境保全</td> <td>個体数水準3の維持または水準4への引き上げ 【捕獲上限割合】狩猟と被害防止目的捕獲及び特定計画に基づく個体数調整捕獲の合計数(捕獲上限割合)を総個体数(目標が水準4へ引き上げの場合は成獣の個体数)の8%以下に抑えるよう努める。</td> </tr> <tr> <td>4 (安定存続地域個体群) 【成獣個体数】 800頭程度以上 【分布域】 広く連続的</td> <td>分布域の維持、分布域内の環境保全 分布域拡大により人間との軋轢が顕著に増加している場合には分布域の縮小、分布域内の環境保全</td> <td>個体数水準維持と持続的狩猟の維持、適正個体数への誘導 【捕獲上限割合】狩猟と被害防止目的捕獲及び特定計画に基づく個体数調整捕獲の合計数(捕獲上限割合)は総個体数の12%以下に抑えるよう努める。人間との軋轢が恒常的に発生している場合、捕獲枠を3%上乗せ(総個体数の15%以下)することも可能である。</td> </tr> </tbody> </table>	個体数水準	保護・管理の目標		分布域	個体数	1 (危機的地域個体群) 【成獣個体数】 ^{※13} 100頭以下 【分布域】 ^{※13} きわめて狭く孤立	分布域及び周辺地域の環境保全と復元により分布域の維持・拡大を図り、周辺の地域個体群との連続性を確保する	個体数水準2への引き上げ 【捕獲上限割合】狩猟禁止。緊急の場合は、捕獲数を最小限にとどめるため、可能な限り非捕殺的対応により捕殺を避ける(捕獲上限割合は成獣の個体数の3%)。	2 (絶滅危惧地域個体群) 【成獣個体数】 100-400頭程度 【分布域】 狭く、他個体群との連続性少ない	分布域及び周辺地域の環境保全と復元により、分布域の維持・拡大を図り、周辺の地域個体群との連続性を確保する	個体数水準3への引き上げ 【捕獲上限割合】狩猟禁止、捕獲上限割合は成獣の個体数の5%	3 (危険地域個体群) 【成獣個体数】 400-800頭程度 【分布域】 他個体群との連続性が制限	分布域の維持、分布域内の環境保全	個体数水準3の維持または水準4への引き上げ 【捕獲上限割合】狩猟と被害防止目的捕獲及び特定計画に基づく個体数調整捕獲の合計数(捕獲上限割合)を総個体数(目標が水準4へ引き上げの場合は成獣の個体数)の8%以下に抑えるよう努める。	4 (安定存続地域個体群) 【成獣個体数】 800頭程度以上 【分布域】 広く連続的	分布域の維持、分布域内の環境保全 分布域拡大により人間との軋轢が顕著に増加している場合には分布域の縮小、分布域内の環境保全	個体数水準維持と持続的狩猟の維持、適正個体数への誘導 【捕獲上限割合】狩猟と被害防止目的捕獲及び特定計画に基づく個体数調整捕獲の合計数(捕獲上限割合)は総個体数の12%以下に抑えるよう努める。人間との軋轢が恒常的に発生している場合、捕獲枠を3%上乗せ(総個体数の15%以下)することも可能である。
個体数水準	保護・管理の目標																	
	分布域	個体数																
1 (危機的地域個体群) 【成獣個体数】 ^{※13} 100頭以下 【分布域】 ^{※13} きわめて狭く孤立	分布域及び周辺地域の環境保全と復元により分布域の維持・拡大を図り、周辺の地域個体群との連続性を確保する	個体数水準2への引き上げ 【捕獲上限割合】狩猟禁止。緊急の場合は、捕獲数を最小限にとどめるため、可能な限り非捕殺的対応により捕殺を避ける(捕獲上限割合は成獣の個体数の3%)。																
2 (絶滅危惧地域個体群) 【成獣個体数】 100-400頭程度 【分布域】 狭く、他個体群との連続性少ない	分布域及び周辺地域の環境保全と復元により、分布域の維持・拡大を図り、周辺の地域個体群との連続性を確保する	個体数水準3への引き上げ 【捕獲上限割合】狩猟禁止、捕獲上限割合は成獣の個体数の5%																
3 (危険地域個体群) 【成獣個体数】 400-800頭程度 【分布域】 他個体群との連続性が制限	分布域の維持、分布域内の環境保全	個体数水準3の維持または水準4への引き上げ 【捕獲上限割合】狩猟と被害防止目的捕獲及び特定計画に基づく個体数調整捕獲の合計数(捕獲上限割合)を総個体数(目標が水準4へ引き上げの場合は成獣の個体数)の8%以下に抑えるよう努める。																
4 (安定存続地域個体群) 【成獣個体数】 800頭程度以上 【分布域】 広く連続的	分布域の維持、分布域内の環境保全 分布域拡大により人間との軋轢が顕著に増加している場合には分布域の縮小、分布域内の環境保全	個体数水準維持と持続的狩猟の維持、適正個体数への誘導 【捕獲上限割合】狩猟と被害防止目的捕獲及び特定計画に基づく個体数調整捕獲の合計数(捕獲上限割合)は総個体数の12%以下に抑えるよう努める。人間との軋轢が恒常的に発生している場合、捕獲枠を3%上乗せ(総個体数の15%以下)することも可能である。																

改正前	改正後
<p>8 目標達成のための施策 （略）</p> <p>（4）個体群管理</p> <p>ア 地域個体群の持続に考慮した個体数の適正管理に係る捕獲数に関する基準に基づく捕獲数管理 （略）</p> <p>（イ）適正管理基準 （略）</p> <p>本県におけるクマの推定生息数は <u>1,067</u> 頭である（表－6）。</p> <p>越後・三国地域個体群の推定生息数は、データを公表している隣接県のみ合計数が、2788 頭（群馬県 <u>892</u> 頭、栃木県 461 頭、新潟県 656 頭、長野県 779 頭、福島県は不明）で、ガイドラインの安定存続個体群（個体数水準 4（総捕獲数は生息数の 12%以下））に該当すると判断される。</p> <p>関東山地地域個体群の推定生息数は、データを公表している隣接都県のみ合計数が、<u>669</u> 頭（群馬県 <u>175</u> 頭、長野県 199 頭、山梨県 295 頭、東京都・埼玉県・神奈川県は不明）であり、ガイドラインの危急地域個体群（個体数水準 3（総捕獲数は生息数の 8%以下））に該当すると判断される。</p> <p>いずれの地域個体群においても、環境省の第二種特定鳥獣管理計画の「特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン」におけるⅡ種別編、クマ類における「<u>参考：保護管理ユニット・監視区域</u>」による個体数水準とも一致している。</p>	<p>8 目標達成のための施策 （略）</p> <p>（4）個体群管理</p> <p>ア 地域個体群の持続に考慮した個体数の適正管理に係る捕獲数に関する基準に基づく捕獲数管理 （略）</p> <p>（イ）適正管理基準 （略）</p> <p>本県におけるクマの推定生息数は <u>1,188</u> 頭である（表－6）。</p> <p>越後・三国地域個体群の推定生息数は、データを公表している隣接県のみ合計数が、2788 頭（群馬県 <u>993</u> 頭、栃木県 461 頭、新潟県 656 頭、長野県 779 頭、福島県は不明）で、ガイドラインの安定存続個体群（個体数水準 4（総捕獲数は生息数の 12%以下））に該当すると判断される。</p> <p>関東山地地域個体群の推定生息数は、データを公表している隣接都県のみ合計数が、<u>689</u> 頭（群馬県 <u>195</u> 頭、長野県 199 頭、山梨県 295 頭、東京都・埼玉県・神奈川県は不明）であり、ガイドラインの危急地域個体群（個体数水準 3（総捕獲数は生息数の 8%以下））に該当すると判断される。</p> <p>いずれの地域個体群においても、環境省の第二種特定鳥獣管理計画の「特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン」におけるⅡ種別編、クマ類における「<u>クマ類の保護管理ユニット及び監視区域</u>」による個体数水準とも一致している。</p>